

## 緊急事態措置実施に係る飲食店等に対する協力金

### 1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等(バー、スナック含む)、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケを提供しないこと ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 <中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 { ・ 10万円以下の店舗：4万円 ・ 10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・ 25万円以上の店舗：10万円 } <大企業> 1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可)

[参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～5/11
神戸・阪神南地域	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数	[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数		[緊急事態措置] @4～20万円 ×時短営業日数
阪神北地域・明石市				
東播磨(明石市除く)・中播磨地域		@2.5～20万円 ×時短営業日数		
北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域				